

土木工事書類簡素化のポイント

令和7年3月
秋田県 建設部

はじめに

○目的

工事書類を必要最小限に簡素化を図るとともに、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用により、インフラDXを推進し、工事の円滑な施行を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進を図ることが目的。

○適用

秋田県土木工事共通仕様書に基づき実施する全ての工事が対象。

○位置付け

- ・上記適用工事において、工事関係書類を必要最小限に簡素化するための方法や削減可能な工事書類を紹介している。
- ・受注者及び発注者は、本手引き（案）に基づき、工事書類の簡素化に留意するものとする。

※ただし、受注者の社内が必要とされる工事書類の作成を妨げるものではない。

法令等に規定された書類の作成は適正に行うものとする。

提出書類削減の意識づけ

○本手引き（案）の活用と提出書類削減の意識づけ

簡素化の内容	受注者（現場代理人等）は	発注者（監督職員等）は
作成不要な書類は	つくらない	つくらせない
提出不要な（提示で済む）書類を提出用に	つくらず、整理する	つくらせない
発注者がつくるべき資料を受注者に	—	つくらせない
情報共有システムを活用し	書類作成を効率化	速やかな回答

⋮

- 発注者は、受注者に不要な書類、過度な書類の提出を求めない！！
- 受注者は、不要な書類の作成、提出はしない！！



長時間労働の是正
作業・業務の効率化

はじめに

提出書類削減
の意識づけ

目次

提出と提示
の違い

作成不要な
書類の事例

その他

○提出と提示の違い

提出と提示の違い	5～6
----------	-----

○作成不要な書類の事例

①施工計画書	7
②コリンズ（CORINS）登録	8
③ASP（情報共有システム）	9
④施工体制台帳等	10
⑤段階確認書	11
⑥休日・夜間作業届	12
⑦安全教育・安全訓練等の実施状況	13
⑧産業廃棄物管理票（マニフェスト）	13
⑨工事に使用する材料	14
⑩材料確認願	15
⑪秋田県コンクリート製品協会工場認定制度該当製品	15

○その他

⑫工事書類の標準化	16
⑬工事書類の押印廃止	16
⑭ワンデーレスポンス	16

作成不要な書類の事例

はじめに

提出書類削減の意識づけ

目次

提出と提示の違い

作成不要な書類の事例

その他

⑩材料確認願

共通仕様書、特記仕様書等で提出を求められた材料のみ提出

- 監督職員が臨場した場合は写真添付不要
- J I S規格品でJ I Sマークが表示されている材料・製品等は、J I Sマークの表示状態を示す写真等確認資料の提示で良く、提出不要

(土木工事共通仕様書：材料編2-1-2)

⑪秋田県コンクリート製品協会工場認定制度該当製品

J I S規格品以外の製品についても書類簡素化可能

- J I S規格品以外のコンクリート二次製品のうち、最新の「秋田県コンクリート製品協会工場認定制度を活用した書類簡素化の運用について」の規定に該当する製品については、一部書類について省略可能

※詳細は、最新の当該文書参照

(土木工事共通仕様書：材料編2-1-2)